

## 第 33 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	10番	角丸 章	11番	小野寺一晃	
	12番	垣野 芳博			

4. 欠席委員（1人） 9番 猿渡万里子

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第 3 号	「農地利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
議案第 4 号	「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について
議案第 5 号	「令和 8 年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 33 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに、本日の欠席者についてご報告いたします。議席番号 9 番の猿渡万里子委員が所用により欠席となっております。

次に、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 3 番の高橋凌委員と、4 番の竹田安宏委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局 報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」、事務局より説明願います。では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。案件は 2 件です。

1 件目、農業者老齢年金裁定請求が、令和 8 年 2 月 24 日に [REDACTED] より届出されました。

2 件目、[REDACTED] が亡くなったことに伴い、[REDACTED] より届出がありました。これら 2 件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長 ただいま、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

事務局 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをご覧願います。案件は 1 件です。1 番、貸主が [REDACTED]、借主は [REDACTED]、土地の表示は北光 171 番、地目は公募が宅地で現況が畑、面積 323.96 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 3,984.96 m<sup>2</sup>です。契約内容は、農地法第 3 条の規定による賃貸借を設定していたもので、その期間は、平成 21 年 4 月 24 日から令和 8 年 12 月 31 日、合意成立日は令和 8 年 3 月 5 日、土地の引き渡しの時期は本日です。以上、ご報告いたします。

議長 ただいま、報告第 2 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

事務局 続きまして、報告第 3 号「農地所有適格法人の要件確認について」、事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 3 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお開き願います。

案件は 1 件、[REDACTED] です。別紙 1 の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は畑が

1. 98ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、そばであり、売上高は全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。次に、議決権を持つ構成員3人全員が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である3人全員が農業に常時従事しておりますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

ただいま、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。案件は3件です。まず、議案の4ページをご覧ください。

1番、出し手・譲渡人は、[REDACTED]

、受け手・譲受人は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手は、現時点で経営面積はなく、労働力は、[REDACTED]の施設職員3名となっております。対象となる土地の表示は、焼山322番1、地目は公募・現況とも田、面積9,232㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積18,006㎡になります。図面は18ページの第1号図に示しており、法律関係は売買であります。

申請理由につきまして、出し手の[REDACTED]は「親から相続により取得した農地について、今後農業を営む予定がないことから、[REDACTED]からの譲渡の申し出に応じるため」とのことであり、受け手の[REDACTED]は、[REDACTED]の利用者の作業訓練用農地とする社会福祉事業目的のため」とのことです。本件は、農地の権利移動の不許可の例外となる案件であり、「法人が、法人の試験研究目的で農地を取得する場合」や「教育や医療、社会福祉事業を行う法人が業務の運営に必要な施設の用に供する場合」においては、例外的に農地法第3条の許可を受けられ、本件はこの例外に該当いたします。また、本件に関する、農地法第3条第2項の判定要件につきましては、別紙2の調査書に記載のとおり判定要件を満たしていることから、本件は許可できるものと考えます。なお、農作業につきましては、施設利用者12名前後に対し、職員2名を配置し、そばを中心とした作物を耕作していく予定とのございます。

続きまして議案の5ページをお開き願います。2番、出し手・貸主は、[REDACTED]

、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、経営面積は、田が125,894.22㎡となっております。対象となる土地の表示は、北光240番1、地目は公募が畑で現況が田、面積1,927㎡、以下、記載のとおり計25筆、面積122,284.86㎡になります。図面は19ページの第2号図に示しており、法律関係は使用貸借、期間は本日から令和18年3月24日までの10年となっております。申請理由につきまして、出し手の[REDACTED]は「農業後継者である息子に経営移譲するため」とのことであり、受け手の[REDACTED]は、「経営移譲を受け、安定した農業経営にあたるため」とのことです。本件に関する、農地法第3条第2項の判定要件につきましては、別紙3の調査書に記載のとおり判定要件を満たしていることから、本

件は許可できるものと考えます。

続きまして議案の6ページをご覧ください。3番、出し手・譲渡人は、  
、受け手・譲受人は、  
、経営面積は田が126,242㎡、畑が5,060.34㎡、計131,302.34㎡となっており、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、西豊沼51番2、地目は公募・現況とも田、面積470㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積5,496㎡になります。図面は20ページの第3号図に示しており、法律関係は売買です。申請理由につきまして、出し手の「長年耕作を依頼しているへ譲渡したいため」とのことであり、受け手の「規模拡大を図るため」とのことです。本件に関する、農地法第3条第2項の判定要件につきましては、別紙4の調査書に記載のとおり判定要件を満たしていることから、本案件は許可できるものと考えます。

以上、議案第1号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

ただいま、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」事務局より提案願います。

では、議案第2号ご説明いたします。議案の7ページをお開き願います。案件は6件、すべて賃貸借の案件であり、1番と2番が継続案件、3番から6番が新規案件となります。

それではまず1番、計画番号は令和7年度貸第25号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、  
、借主及び転貸主は、  
、受け手・転借主は、  
、農地の所在等は北光243番、地目は公募・現況とも田、面積1,322㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積48,530㎡、対価は年額455,000円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和17年12月31日までの9年9か月、法律関係は賃貸借、図面は21ページ、第4号図に示しております。本件の要件確認については、別紙5の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に議案の8ページをご覧ください。2番、計画番号は令和7年度貸第26号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、  
、受け手・転借主は、  
、農地の所在等は北光272番1、地目は公募が原野で現況が田、面積2,132㎡、以下、記載のとおり計8筆、面積16,359.42㎡、対価は年額213,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和8年12月31日までの9か月、法律関係は賃貸借、図面は22ページ、第5号図に示しております。本件の要件確認については、別紙6の調査書のとおり、必要な要件を満

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

事務局

たしているため、要請できる案件と考えます。

次に9ページをお開き願います。3番、計画番号は令和7年度貸第27号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は宮城の沢44番5、地目は公募・現況とも田、面積5,042㎡、以下、記載のとおり計8筆、面積42,145㎡、対価は年額168,000円、これは地積に単価4,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和8年12月31日までの9か月、法律関係は賃貸借、図面は23ページ、第6号図に示しております。本件の要件確認については、別紙7の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

なお、この後ご説明する4番と5番も同様になりますが、XXXXXXXXXXは宮城の沢一体を借りて、そばを耕作するとのことでございます。また、賃借料を低めに設定していますが、これは、昨年の農地利用状況調査において、皆さんに現地をご確認いただいておりますが、土地の整備等がかなり必要な状況であることから、そこを踏まえて、出し手と協議し決めた金額になります。

次に議案の10ページをご覧ください。4番、計画番号は令和7年度貸第28号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は宮城の沢9番1、地目は公募・現況とも田、面積17,399㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積18,673㎡、対価は年額56,000円、これは地積に単価3,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和8年12月31日までの9か月、法律関係は賃貸借、図面は24ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙8の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に議案の11ページをお開き願います。5番、計画番号は令和7年度貸第29号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は宮城の沢9番2、地目は公募・現況とも田、面積9,652㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積21,210㎡、対価は年額63,000円、これは地積に単価3,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和8年12月31日までの9か月、法律関係は賃貸借、図面は24ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙9の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に議案の12ページをご覧ください。6番、計画番号は令和7年度貸第30号、公告予定年月日は令和8年4月20日、申出者は、農地流動化推進員 猿渡万里子さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は焼山213番1、地目は公募・現況とも田、面積359㎡、以下、記載のとおり計18筆、面積12,122.15㎡、対価は年額143,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年4月20日から令和9年12月31日までの1

年9か月、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第8号図に示しております。本件の要件確認については、別紙10の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上です。

議長 　ただいま、議案第2号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。

全員 　なし。

議長 　質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 　異議なし。

議長 　それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

　続きまして、議案第3号「農地利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」、事務局より提案願います。

事務局 　では、議案第3号についてご説明いたします。別紙11-1上段に「見直し前」と記載されている資料と11-2「見直し後」と記載されている資料をご用意ください。

　こちらの最適化の推進に関する指針については、毎年、最適化活動の目標についてご説明する際に触れているところですが、本指針は、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、すべての農業委員会において策定が義務付けられているものであります。

　指針の内容としましては、令和15年2月末を期限とした、農地等の利用の最適化の推進に関する「目標」、「推進方法」及び「目標に対する評価方法」を定めております。また、指針は一度策定して終わりではなく、3年ごとに目標の達成状況や法改正等を踏まえて、見直しを行うこととされております。そして、本年が見直しの時期にあたることから、提案するものであります。なお、提案にあたっては事前に検討委員会において審議し内容を確認しております。

　別紙を比較してご覧いただきたいのですが、1枚目の主な変更点としては、人・農地プランが廃止され、新たに10年後を見据えた「地域計画」が策定されたことにより、その部分に関連する文を削除しております。また、2ページから3ページ目にかけては、年次や集積率、農林業センサス2020から2025の変更に伴う数値の更新しております。

　また、3ページの2の集積率につきましては、令和15年2月末の目標値は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に基づく数値を目標としており、目標を達成するまでの集積面積を若干変更しています。ほか、遊休農地は引き続き0の維持を目標とし、新規参入者についても、個人は毎年一人、法人は3年で1法人を目標とするなど、それぞれの推進方法については現行どおりとしたいと考えております。こちらの内容でよろしければ、今後、本指針を市のホームページで公表する予定としております。

　以上、ご審議をお願いいたします。

議長 　ただいま、議案第3号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。

全員 　なし。

議長 　質問がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 　異議なし。

議長 　それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

　続きまして、議案第4号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について」、事務局より提案願います。

事務局 　では、議案第4号をご説明いたします。別紙12をご用意願います。こちら



ます。次年度も引き続き、農政課と連携しながら、その時の話題等を記事に盛り込んでいきたいと考えております。

3. 作況調査については、これまで実施していた果樹作況調査につきまして、現状、果樹農家さんが、XXXXXXXXXXと関尾会長の2件と調査対象がしぼられており、比較等が困難な状況であることから令和8年度計画には盛り込みませんでした。他の新たな作物の調査について検討委員会において審議しましたが、他の作物の調査を実施するとなるとどうしても皆さんが忙しい時期と重なり、さらに負担が増してしまうため、新たな調査は設けておりません。

4. 農地利用状況調査は、農地法第30条に基づき10月に実施します。次のページご覧いただきまして、5. 研修会・視察等についても、例年どおり研修会等に参加し、必要があれば勉強会も実施したいと思います。

6. 交流行事については、11月25日に交流を目的として、ボウリング大会を開催したいと思います。

7. 農業者年金の加入促進活動は、引き続き行っていくものになります。

8. 検討委員会の内容は、昨年度と同様、検討していきたいと思っております。

以上が、次年度の計画になります。ご審議よろしくお願いたします。

ただいま、議案第5号の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

議長

なし。

全員

質問がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

議長

異議なし。

全員

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

議長

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。なし。

全員

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

議長

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

・令和8年第1回砂川市定例会

2. 農政課報告（事務局次長）

・令和8年度予算

・砂川市農業委員報酬

3. 令和7年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局次長）

・日 時 2月27日（金） 15:30～

・場 所 浦臼町役場 1階 集会室

・出席者 関尾会長、奥山事務局次長

4. 北海道新規就農フェア（事務局）

・日 時 2月28日（土） 10:30～

・場 所 ホテルポールスター札幌

・出 者 渡邊委員、農協職員、農政課職員、事務局職員

5. 一般社団法人北海道農業会議第100回総会（事務局）

・日 時 3月18日（火）

・場 所 第二水産ビル（札幌市）

- ・対応 書面による議決権行使
6. ・日時 4月6日(月)  
・場所 ラ・カンパーニュホテル深川(深川市)  
・出席予定者 関尾会長、野田事務局長
  7. 農業委員会委員の募集に関する結果(事務局)  
2月17日から3月18日まで募集した結果、別紙14のとおり推薦・応募があり、3月19日に砂川市ホームページならびに砂川市掲示場で公表しました。
  8. 農地流動化アンケートの集計(事務局)
    - ・配布 256部(昨年度 264部)
    - ・回答 187部(昨年度 192部)
    - ・回答率 73.0%(昨年度 72.7%)
    - ・規模拡大希望 25件(昨年度 27件)
    - ・規模縮小・離農希望 69件(昨年度 72件)
  9. 農業委員会だより(令和8年春号)の配布(事務局)
    - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
    - ・発行時期 4月上旬
    - ・配布期限 5月上旬
  10. 記録簿の提出(事務局)
    - ・農業委員として行った活動を記入し、3月分を事務局に提出してください。
    - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス: [nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))
  11. 「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出(事務局)  
農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、各委員は4月末までに別紙15の「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を提出することとされています。別紙14は、各農業委員が今年度の活動を振り返り、自ら点検・評価を行うものです。  
事務局で3月分までの数値を記載し4月上旬に各委員に配布しますので、各委員は1(2)②「自己の点検・評価」欄(網掛・太枠内)を記載し、4月の定例総会時に提出してください。その後、5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。
  12. 「令和8年度参考賃借料」の設定(事務局)
    - ・別紙16により説明。
  13. 協議会報告(協議会長)

議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

全員  
議長

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年4月24日、金曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員